

2013年度 大学院

東日本大震災等被災者のための学費減免

・緊急支援奨学金出願要項

1. 奨学金の目的

本奨学金は、2011年3月11日に発生した東日本大震災の被災地域(災害救助法指定地域)および福島第一原子力発電所事故による避難地域に本人または父母等が在住しており、本震災あるいは事故で被災、避難した在学学生を対象とする経済支援を目的とします。

2. 出願資格

本学大学院に在籍しており、東日本大震災被災によって以下の(1)のいずれか・(2)の両方に該当する方。

- (1) ①住屋(持ち家)が全壊、大規模半壊または半壊
②避難を余儀なくされ、2013年4月現在も避難を継続している方
③家計支持者の死亡
- (2) 震災により大幅な減収が2013年4月現在も継続している方

3. 種類・給付額等

- (1) 2013年度大学院入学金(¥140,000-)の免除(自校出身者は対象外)
 - (2) 2013年度の学費(年間授業料・教育充実費・実験実習料)の減免(100%免除)
 - (3) 2013年度の学費(年間授業料・教育充実費・実験実習料)を上限とし、家計の困窮状況に応じて3段階(学費の80%・60%・40%相当額)の緊急支援奨学金給付
- なお、本制度は他の法政大学独自の奨学金との併給を可とし、奨学金の総給付額が2013年度の学費(年間授業料、教育充実費、実験実習料)を超えない範囲とします。また、博士後期課程研究助成金(A)・(B)との併給を可とします(この場合、総給付額の制限はありません)。

4. 採用決定および給付

2013年8月下旬(予定)、出願者全員に採否結果を通知します。採用が決定した方には、給付額・給付予定時期を併せてお知らせします。

5. 出願期間

2013年4月22日(月)~5月10日(金)の窓口受付時間内
(ただし、4月28日(日)~5月6日(月)は除きます)

6. 出願場所

- (1) 現代福祉学部事務課(人間社会研究科)
 - (2) 小金井事務部学務課大学院担当(工学・情報科学・理工学研究科)
 - (3) デザイン工学研究科担当(デザイン工学研究科)
 - (4) 政策創造研究科担当(政策創造研究科)
 - (5) 大学院事務部大学院課(上記以外の研究科)
- ※いずれも窓口受付時間内をお願いします。

7. 出願に必要な書類

- (1) 2013年度大学院東日本大震災等被災者のための学費減免・緊急支援奨学金出願申請書
- (2) 「2. 出願資格」のいずれかに該当することを証明する書類

- ①罹災証明書（すでに本学に提出済みの場合は提出不要。ただし、提出済みの罹災証明書の内容に変更があった場合（「半壊から全壊」「一部損壊から半壊」など）は、新しい罹災証明書を添付してください）。
- ②主たる家計支持者が死亡したことがわかる書類（死亡診断書、死亡の記載がある戸籍抄本等）
- ③強制避難をしていることがわかる書類
- ④以下の書類のいずれか1つ（申請者全員）
 - 【家計支持者が本人の場合】本人の2012年度所得に関する証明書（源泉徴収票、課税証明書等）
 - 【家計支持者が父母等の場合】主たる家計支持者の2012年度所得に関する証明書（源泉徴収票、課税証明書等）

7. 奨学金の返還

本奨学金は給付とし、返還の義務はありません。ただし、以下のいずれかに該当すると認められた場合は、本奨学金の全額または一部の返還を求めます。

- (1) 提出した書類の内容に虚偽があったとき
- (2) 2013年度内に休学・退学・除籍などの学籍異動があったとき
- (3) 奨学生として適当でないと大学が判断したとき

8. その他

- (1) 「3. 種類・給付額等」で、他の学内奨学金、博士後期課程研究助成金との併給について言及していますが、本制度と他学内奨学金、博士後期研究助成金とは異なります。それぞれ申請手続をするようにしてください。
- (2) 学費納入には振込期限があります。学費振込期限以降に本件の採否が決定しますので、予め学費を納入しておくようにしてください（振込期限までに学費納入がない場合には、督促通知等が届くことになります）。
採用が決まった方には、学費が納入済みであることを確認のうえ、後日決定額を振り込みます。

9. 問合せ先

法政大学大学院事務部大学院課 「東日本大震災緊急支援奨学金」担当

TEL: 03-5228-0519 FAX: 03-5228-0555

e-mail: hgs@adm.hosei.ac.jp

以上